

番号：140974

国名：ウクライナ

担当：地球環境部地球環境グループ環境管理第2チーム

案件名：「ボルトニッチ下水処理場改修事業」詳細設計準備に係る補足調査（詳細設計のTOR案作成）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：詳細設計のTOR案作成
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：有償勘定技術支援

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年1月下旬から2015年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.75M/M、現地 0.27M/M、合計 1.02M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
10日	8日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月10日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	次にあげるもののうち、いずれかの経験を有すること。 FIDIC契約約款 (Red/Pink及びYellow) に基づく、土木工事及びプラント施設の設計・施工業務もしくはFIDIC契約約款 (Red/Pink及びYellow) に基づく、土木工事及びプラント施設の設計・入札補助・施工監理業務。
------	---

対象国／類似地域	ウクライナ／全世界
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本業務に参加する法人及び個人は、詳細設計（基本設計・詳細設計・入札図書作成）への参加を認めません。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ウクライナ国の首都キエフ市（人口約270万人）では、市内及び市郊外で発生する下水の処理をポルトニッチ下水処理場（処理能力157.3 万立方メートル/日）で行っている。ポルトニッチ下水処理場は3系統の下水処理施設を有し、1964 年に供用開始した第1 系列は特に老朽化が著しく、近隣住民からは悪臭の苦情も寄せられるなど早急に代替施設の建設が必要な状況である。第2系統は1975年、第3系統は1986年にそれぞれ供用が開始されており、第1 系列と同様に老朽化が進んでいる。また、下水処理工程で発生する汚泥は安定化処理の後、汚泥処分場に送られているが、ほぼ満杯となっているため、過去に問題となったドニエプル川への汚泥流入事故の再発が危惧されるなど、汚泥焼却炉等の汚泥量削減のための施設整備が緊急の課題となっている。

ウクライナ政府は国家経済改革計画（2010～2014年）において持続可能な経済開発を掲げ、ソ連時代に整備され老朽化したインフラ改修、中でも下水セクター改善を優先事項としている。また、キエフ市は「キエフ市社会セクター改革プログラム（2010年）」を策定し、ポルトニッチ下水処理場の改修を2014年中に開始することを目標に、ポルトニッチ下水処理場の改修事業計画作成に着手している。これまで、2007年に独コンサルタント会社がF/Sを策定し、2012～2013年には、当該F/Sに基づき、仏コンサルタント会社がウクライナコンサルタントと共同で、ウクライナ国家承認に必要な資料作成を行っている。これらの計画実現に向けて、2012年、ウクライナ地方開発・建設・公共サービス省及びキエフ市は、本事業の実施に対する円借款支援要請を行った。

本要請を踏まえて、JICAは2013年度に「ウクライナ国下水処理場改修事業計画策定支援」及び2014年度に「ウクライナ国ポルトニッチ下水処理場改修事業計画策定支援」を実施し、我が国の技術活用可能性の検討、技術的側面からの案件形成促進、及び我が国の技術を活用したウクライナ国家承認の再取得に必要な資料作成の支援を実施した。今後、新規円借款の候補案件として審査を行った上で、日本政府とも協議の上、交換公文（E/N）締結及び円借款契約（L/A）調印を目指している。

本事業は、本邦技術活用条件（STEP）を適用する前提で案件形成が進められている。また、STEP適用案件としてプレッジされた場合は、L/A調印後に、有償勘定技術支援にてコンサルタントによる設計及び入札図書作成（以下「詳細設計」とする）業務を行う予定としている。詳細設計では、水処理施設、汚泥処理施設及び汚泥焼却炉に関し、既往検討のレビューから設計及び入札図書作成までを行う。本業務は、詳細設計に従事するコンサルタントのTOR(案)を作成するものである。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、本件円借款事業の内容並びに円借款及び有償勘定技術支援の仕組み・手続き（円借款の調達及びコンサルタント雇用ガイドライン、標準調達書類等を含む）を十分把握の上、既往調査結果を参照し、機構職員等と協議・調整しつつ、本円借款事業の詳細設計コンサルタントのTOR(案)作成のために必要な業務を行う。

特に、本件円借款事業は土木工事とプラント工事を含むため、工事にあたって、土木部分は設計・施工分離方式、プラント部分はデザインビルドによる入札を検討している。コンサルタントのTOR(案)作成に当たっては、これら入札方式の特徴を踏まえ、必要な検討が行われるための内容とする。

また、TOR(案)作成に必要な補足調査を行い、既往調査で確認されているウクライナ側で実施すべき行政手続きやそのスケジュールを十分に踏まえ、詳細設計業務が現実的かつ効率的な内容・体制・人員配置・スケジュールとなるよう留意する。

機構における成果品の審査及びコンサルタントにおける照査体制及び内容の検討では、機構職員等と協議・調整の上、人員構成、照査者の対象業務、必要とされる能力、これら人的リソースの調査を行う。

なお、本円借款事業の内容、既往調査における調査事項は、以下の(1)国内準備①既往の調査のレビューの段階で、当機構より情報提供を行う予定。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備 (2015年1月下旬)

- ① 本円借款事業の既往の調査をレビューする。
- ② 本円借款事業のプラント工事対象部分に関して、デザインビルド方式の妥当性をレビューし、通常のコンサルタント設計部分とデザインビルドで請負者側の行うべき設計の分岐点とその考え方について、他の事例やFIDIC契約約款その他との関連を含めて、整理する。
- ③ デザインビルド方式を採用する場合、準拠すべき契約約款とその条項、さらに追加すべき特別条項等を、留意点、リスク等について分析の上、提案する。
- ④ 本事業の詳細設計(基本設計・詳細設計・入札図書作成)業務を行うコンサルタントのTOR(案)を作成する。TOR(案)には、現地再委託調査及び自然条件調査の数量検討を含むものとする。
- ⑤ 詳細設計における成果品の審査(JICA側)及び設計照査体制(詳細設計の実施コンサルタント側及びウクライナ側)を提案する。
- ⑥ 詳細設計(設計照査を含む)に係る人員配置の検討、積算、全体実施スケジュール案作成を行う。
- ⑦ 本事業の詳細設計実施に係る合意文書作成の支援を行う。
- ⑧ 派遣前会議に参加し、当機構に調査結果を報告する。

(2) 現地派遣 (2015年2月下旬)

- ① ウクライナ側の技術体制の確認を行い、国内作業で分析したデザインビルド方式の適用性と範囲について確認を行う。
- ② 現地協議に参加し、詳細設計実施に係る合意文書の説明、ウクライナ側の設計照査体制の確認を行う。
- ③ 現地調査を行い、TOR(案)作成の為に必要な調査を行う。

(3) 帰国後整理期間 (2015年3月上旬)

- ① 現地調査結果を踏まえて詳細設計のコンサルタントのTOR(案)を作成する。
- ② 設計照査体制、TOR(案)について、関係部署に説明し、コメントを反映する。
- ③ 当機構地球環境部に成果品(和・英)を提出する

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)～(4)のすべてとする。

- (1) 詳細設計コンサルタントのTOR(案)(和、英)
- (2) 設計照査の実施体制案(和、英)
- (3) 詳細設計業務にかかる人員配置、積算資料(和、英)
- (4) 詳細設計業務の実施スケジュール案(和、英)

上記(1)～(4)については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃（成田/羽田⇄キエフ）及び日当・宿泊料等は契約に含めるため、見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄に必要な経費を記載ください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地業務期間は、2015年2月22日～2015年3月1日を予定しています。

なお、現地派遣期間日程は業務従事者と当機構地球環境部が相談のうえ、変更する可能性があります。

② 現地での業務体制

本業務従事者の現地派遣期間中、当機構職員による円借款審査関連調査を派遣する予定です。

③ 便宜供与内容

当機構による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（機構職員派遣時は、職員と同行頂きます）

エ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ

オ) 執務スペースの提供

あり（ネット環境有）

カ) 通訳

英語⇄ウクライナ語の通訳

(2) 参考資料

STEP説明会における配布資料

地球環境部地球環境グループ環境管理第2チーム（03-5226-9542）にて配布いたします。

(3) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上